

独立行政法人農畜産業振興機構の
第4期中期目標期間の業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 1－2－1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構		
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間	
	中期目標期間	平成30～令和4年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 三野 敏克
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏

3. 評価の実施に関する事項	
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の期間実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。	

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価																			
評価 (S、A、B、C、D)	B：第4期目標期間の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価)																	
		B																	
評価に至った理由	評価を行った結果、本中期目標期間を通じた中項目は、2項目がS評価、11項目がA評価、105項目がB評価、1項目がC評価となり、評価項目（大項目）の評価は、いずれもB評価となった。 また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。																		
	【項目別評価の分布】 (平成30年度)																		
	小項目では、108項目中	3項目がa評価、91項目がb評価、2項目がc評価、評価対象外が12項目																	
	中項目では、31項目中	2項目がA評価、22項目がB評価、1項目がC評価、評価対象外が6項目																	
	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																	
	(令和元年度)																		
	小項目では、108項目中	8項目がa評価、88項目がb評価、評価対象外が12項目																	
	中項目では、31項目中	23項目がB評価、評価対象外が8項目																	
	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																	
	(令和2年度)																		
	小項目では、108項目中	1項目がs評価、19項目がa評価、74項目がb評価、1項目がc評価、評価対象外が13項目																	
	中項目では、31項目中	1項目がS評価、4項目がA評価、18項目がB評価、評価対象外が8項目																	
	大項目では、8項目中	1項目がA評価、5項目がB評価、評価対象外が2項目																	
	(令和3年度)																		
	小項目では、108項目中	11項目がa評価、82項目がb評価、評価対象外が15項目																	
	中項目では、31項目中	2項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が8項目																	
	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																	
	(令和4年度)																		
	小項目では、109項目中	2項目がs評価、8項目がa評価、84項目がb評価、評価対象外が15項目																	
	中項目では、32項目中	1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が7項目																	
	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																	
	<table><tr><th colspan="2">評価項目（大項目）</th><th>評価</th></tr><tr><td>第1</td><td>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第2</td><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第3</td><td>予算、収支計画及び資金計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第4</td><td>短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr><tr><td>第5</td><td>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr></table>		評価項目（大項目）		評価	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第3	予算、収支計画及び資金計画	B	第4	短期借入金の限度額	B	第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
評価項目（大項目）		評価																	
第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																	
第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																	
第3	予算、収支計画及び資金計画	B																	
第4	短期借入金の限度額	B																	
第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																	

	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
	第7 剰余金の使途	—
	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体の評価としては、全評価項目についてB評価と判定されており、中期計画で定めた所期の業務目標を達成していると認められる。 国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、国の要請を踏まえた畜産関係業務の緊急対策について、迅速かつ的確に実施している。特に、TPP 等政策大綱への対応として、TPP11 協定等の発効後に円滑に業務が進められるよう、関係者への説明会の開催、砂糖類の調整金徴収手続の Web 化等に取り組んだことは目標を上回る成果があったものと認められるためA評価とした。 業務運営の効率化の項目については、業務経費や一般管理費を計画どおり削減しているほか、各中項目において目標を達成している。 このうち、「ICT の活用による業務の効率化」において、令和2年度にテレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及び USB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現したほか、各業務システムのオンライン化を計画的に推進し、令和4年度には、eMAFF の本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についても eMAFF により申請できる体制を構築した。また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があったものと認められるためS評価とした。 また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定。以下「重点計画」という。）に基づき、令和4年度に中期目標を変更、追加した、「情報システムの整備及び管理」について、デジタル庁が策定した整備方針に則り適切に対応するとともに、PMO の設置等の体制整備を検討するとしていたところ、短期間で必要な機能等の整理やPMO の役割・体制を決定し、早期（令和5年4月1日）に設置できたことは目標を上回る成果があったものと認められるためA評価とした。 業務運営に関する項目のうち「消費者等への広報」については、平成30年度は、消費者に対し農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックの開設等、令和元年度は、農畜産業事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和2年度は、アンケートページ作成機能や動画共有サイト（YouTube）の導入等、令和3年度は、Web 配信となった広報誌についてデジタルブックの導入等、令和4年度は、指定野菜14品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を新たに作成、ホームページの利便性の向上を図るためにアクセス分析を行い情報提供のテーマ選定の検討等に活用するとともに、トップページを障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにしたこと等、業務の発展に資する十分な取組を行ったことからA評価とした。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成22年10月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成30年度においては減少したが、令和元年度から令和4年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及び、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加している。この結果、平成29年度末の繰越欠損金263億円は、令和4年度末には562億円と増加しており、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後入札の実施、借入利率を低減するなどの取組を継続する必要がある。

	・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成 30 年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を持していることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。
その他改善事項	・「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「基本的な文書」という。）の業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、eMAFF 等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理事務のデジタル化等、DX の推進による更なる事業や業務の効率化、利便性の向上を図る必要がある。また、重点計画、基本的な文書等を踏まえ、情報セキュリティ対策や DX 推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る必要がある。 ・法人の目的である「生産者の経営安定や需給動向の判断に資するための国内外の情報収集・提供」は、国内外の様々な事象に関する情報に分析を加えて提供することが重要であり、機構は独自の情報・データを収集・蓄積による分析力を持つとともに国内外に多様な情報源を有している強みを持っているが、海外の農畜産物に関する情報分析等の更なる体制の強化を図るため、関係機関との連携推進等が必要である。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	（外部有識者からの意見） 情報セキュリティについて、個人情報漏洩の防止対策だけでなく、データの改ざん、暗号化のようなサイバー攻撃への対応についても引き続き取り組む必要がある。

様式1－1－3 中期目標管理法 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B	B	B		
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1－1	
（1）経営安定対策								〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等								〃	
◇(ア)肉用牛交付金の交付	b○	a○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	
◇(イ)肉用牛交付金の交付状況の公表	－	b	b	b	b	－	－	〃	
◇(ウ)肉豚交付金の交付	－○	－○ 重	－○ 重	－○ 重	－○ 重	－	－	〃	
◇(エ)肉豚交付金の交付状況の公表	－	－	－	－	－	－	－	〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等								〃	
◇(ア)生産者補給交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	
◇(イ)ホームページによる交付状況の公表	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇(2)緊急対策	b	a重	a重	a重	a重	－	－	〃	
○2 畜産(酪農・乳業)関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1－2	
（1）経営安定対策								〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等								〃	
◇(ア)生産者補給交付金等の交付	b○	a○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(イ)加工原料乳認定数量等に係る情報の公表		b	b	b	b	b	－	－	〃	
イ 畜産業振興事業									〃	
◇(ア)酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成		b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	
◇(イ)補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施		b	b	b	b	b	－	－	〃	
(2)需給調整・価格安定対策									〃	
ア 指定乳製品等の輸入・売買									〃	
◇(ア)国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札		b	b	b	b	b	－	－	〃	
(イ)国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等									〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し		b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握		b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇(ウ)価格騰貴等の場合における20営業日以内の需要者へ売渡しの実施		b	b	b	－	－	－	－	〃	
◇(エ)売り渡した輸入バターの流れ計画等の公表		b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇(オ)売買実績に係る情報の公表		b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催		b	b	b	b	b	－	－	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(3)緊急対策		b	a重	a重	a重	a重	—	—	〃	
○3 野菜関係業務		B	B	A	B	B	B	B	1－3	
(1)経営安定対策									〃	
◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付		b○	b○重	a○重	b○重	b○重	—	—	〃	
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付		b○	b○重	a○重	b○重	b○重	—	—	〃	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付		b○	b○重	b○重	b○重	b○重	—	—	〃	
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇オ セーフティネット対策の適切な対応		b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施		b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施		b	a	a	a	a	—	—	〃	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務		B	B	B	B	B	B	B	1－4	
(1)経営安定対策									〃	
ア 砂糖関係業務									〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付		b○	b○重	b○重	b○重	b○重	—	—	〃	
◇(イ)国内産糖交付金の交付		b○	b○重	b○重	b○重	b○重	—	—	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(ウ)業務内容等の公表		b	b	b	b	b	—	—	〃	
イ でん粉関係業務									〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付		b○	b○重	b○重	b○重	b○重	—	—	〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付		b○	b○重	b○重	b○重	b○重	—	—	〃	
◇(ウ)業務内容等の公表		b	b	b	b	b	—	—	〃	
(2)需給調整・価格安定対策									〃	
◇ア 砂糖関係業務		b	a	a	a	b	—	—	〃	
◇イ でん粉関係業務		b	b	a	a	b	—	—	〃	
○5 情報収集提供業務		B	B	B	B	A	B	B	1－5	
(1)調査テーマの重点化									〃	
◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会で作された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化		b	b	a	b	s	—	—	〃	
◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組		b	b	b	a	a	—	—	〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提供									〃	
◇ア 情報の期間内の公表		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応		b	b	b	b	b	—	—	〃	
(3)情報提供の効果測定等									〃	
◇ア アンケート調査の実施		b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇イ 情報利用者の満足度		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等		b	b	b	b	b	—	—	〃	
○6 TPP 等政策大綱への対応		A					A	A	1－6	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	A	B	B	B	B		

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
○1 業務運営の効率化による 経費の削減		B	B	B	B	B	B	B	2-1	
◇(1)業務経費の削減		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(2)一般管理費の削減		b	b	b	b	b	—	—	〃	
○2 役職員の給与水準		B	B	B	B	B	B	B	2-2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた 計画的取組		B	B	B	B	B	B	B	2-3	
◇(1)「調達等合理化計画」に 基づく取組		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(2)競争性、透明性の確保		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(3)監事への報告及び契約監 視委員会による点検・反映 状況		b	b	b	b	b	—	—	〃	
○4 業務執行の改善		B	B	A	B	B	B	B	2-4	
(1)業務全体の点検・評価									〃	
◇ア 業務全体の点検・分析を通 じた業務運営の的確な点検・ 評価		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 第三者機関による業務の 点検・評価の実施		b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇ウ 第三者機関による業務の 点検・評価結果に基づいた、 必要に応じた業務運営への 反映		b	a	—	a	—	—	—	〃	
(2)補助事業の審査・評価									〃	
◇ア 事業の達成状況等の自己 評価		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 第三者機関による事業の 審査・評価		b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇ウ 必要に応じた業務の見直 し		b	b	b	—	—	—	—	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
○5 機能的で効率的な組織体 制の整備		B	—	—	—	—	B	B	2-5	
○6 補助事業の効率化等		B	B	B	B	B	B	B	2-6	
(1)透明性の確保									〃	
◇ア 補助事業についての事業 実施主体の選定への公募の 実施		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ ホームページでの事業概 要及び採択した事業の概要 の公表		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇ウ 事業説明会等の実施		b	b	b	b	b	—	—	〃	
(2)効率的な事業の実施									〃	
◇ア 事業の進行管理システム に基づいた進行管理の実施		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 費用対効果分析・コスト 分析等の評価基準を満たし ているものの採択		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇ウ 設置する施設等について 必要に応じた現地調査の実 施		—	—	—	—	—	—	—	〃	
◇エ 設置後3年目(ただし、肉 用牛生産の新規参入等を支 援する事業にあっては5年 目)までのものの利用状況の 調査と必要に応じた現地調 査の実施		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇オ 事後評価		—	b	b	—	b	—	—	〃	
◇カ 事務処理手続の迅速化		b	b	c	b	b	—	—	〃	
◇キ 新規等の補助事業への適 切な評価手法の導入		b	b	b	b	—	—	—	〃	
◇ク 評価手法の必要に応じた 改善等		—	—	—	—	—	—	—	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇ケ 決算上の不用理由の分析		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇コ 基金の見直し		b	b	b	b	b	—	—	〃	
○7 ICTの活用による業務の 効率化		A	B	S	A	S	A	S	2－7	
○8 情報システムの適切な整 備及び管理						A		A	2－8	
○9 砂糖勘定の短期借入に係 るコストの抑制		B	B	B	B	B	B	B	2－9	
第3 予算、収支計画及び資金計画		B	B	B	B	B	B	B		
○1 財務運営の適正化		B	B	B	B	B	B	B	3	
◇(1)収益化単位の業務毎の予 算と実績の適切な管理		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(2)業務内容等に応じた適切 な区分に基づくセグメント情 報の開示		b	b	b	b	b	—	—	〃	
○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に 基づく、安全性に十分留意 した効率的な運用		B	B	B	B	B	B	B	〃	
第4 短期借入金の限度額		B	B	B	B	B	B	B		
○1 運営費交付金の受入の遅 延等による資金の不足とな る場合における短期借入れ		—	—	—	—	—	—	—	4	
○2 国内産糖価格調整事業の 甘味資源作物交付金及び国 内産糖交付金の支払資金の 一時不足となる場合におけ る短期借入れ		B	B	B	B	B	B	B	〃	
○3 でん粉価格調整事業ので ん粉原料用いも交付金及び		—	—	—	—	B	—	B	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
	国内産いもでん粉交付金の 支払資金の一時不足となる 場合における短期借入れ									
第5 不要財産又は不要財産とな ることが見込まれる財産がある場合に は、当該財産の処分に関する計画		B	B	B	B	B	B	B		
○1 緊急的な経済対策として 補正予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴う返 還金等の金銭による納付		B	B	B	B	B	B	B	5	
○2 平成23年度予備費で措置 された畜産業振興事業の実 施に伴う返還金等の金銭に よる納付		B	B	B	B	B	B	B	〃	
第6 前号に規定する財産以外の重 要な財産を譲渡し、又は担保に供し ようとするときは、その計画		—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	6	
第7 剰余金の使途		—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	7	
第8 その他主務省令で定める業務 運営に関する事項		B	B	B	B	B	B	B		
○1 ガバナンスの強化		B	B	B	B	B	B	B	8－1	
(1)内部統制の充実・強化									〃	
◇ア 内部統制の推進		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 役員会の開催		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇ウ 役職員間の意思疎通及び 情報共有化の推進		b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇エ 内部監査の実施		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇オ リスク管理対策の推進		b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇カ 個人情報保護対策の推進		b	b	b	b	b	—	—	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(2)コンプライアンスの推進	c	b	b	b	b	—	—	〃	
○2 職員の人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	8-2	
◇(1)職員の人事に関する方針	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(2)人員に関する指標	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(3)業務運営能力等の向上								〃	
◇ア 階層別研修の実施	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b	b	b	—	—	〃	
○3 情報公開の推進	B	B	B	B	B	B	B	8-3	
◇(1)照会事項への対応	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(2)資金の流れ等についての情 報公開の推進								〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業 務								〃	
◇(ア)機構からの直接補助対象 者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(イ)生産者等への資金に係る 情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉) 業務	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇ウ 機構からの補助金により 造成された基金に係る情報 公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇エ 事業返還金を含む経理の 流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
○4 消費者等への広報	B	B	A	A	A	A	A	8-4	
(1)消費者等への情報提供								〃	
◇ア 広報推進委員会における 広報活動の改善策について の検討	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホ ームページ、業務紹介用パ	b	b	b	b	b	—	—	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
ンフレットに関するアンケ ート調査の実施									
◇ウ ホームページでの「消費 者コーナー」等の充実を通 じた消費者等への分かりや すい情報提供の推進	b	b	a	a	a	—	—	〃	
◇エ 消費者等の理解の促進を 図るための消費者等との意 見交換会等の開催	b	b	a	a	a	—	—	〃	
◇(2)ホームページの機能強化	a	a	a	a	a	—	—	〃	
○5 情報セキュリティ対策の 向上	C	B	A	B	B	B	B	8-5	
◇(1)情報セキュリティ対策の 向上	c	b	a	b	b	—	—	〃	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制 の整備	b	b	b	b	b	—	—	〃	
○6 施設及び設備に関する計 画	—	—	—	—	—	—	—	8-6	
○7 前期中期目標期間繰越積 立金の処分	B	B	B	B	B	B	B	8-7	
○8 長期借入れを行う場合の 留意事項	—	—	—	—	—	—	—	8-8	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書No」欄には、見込評価書の項目別評定調書の項目別調書Noを記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （２）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第3条 肉用子牛生産安定等特別措置法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0190、0192、0193

2. 主要な経年データ

[illegible]

[illegible]

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。		中項目ごとに「当該中項目に含まれる小項目の実績評価の合計点数」を「実績評価の回数に2を乗じて得た数」(満点)で除した割合(中項目の中期達成割合)により5段階で評価。 S：中項目の中期達成割合が120%以上で顕著な成果がある。 A：中項目の中期達成割合が120%以上 B：中項目の中期達成割合が80%以上120%未満 C：中項目の中期達成割合が60%以上80%未満 D：中項目の中期達成割合が60%未満 ・小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 s 評価：4点 a 評価：3点 b 評価：2点 c 評価：1点 d 評価：0点 (◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)					
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を			評価 B 大項目(評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目(評価指標の「○」を付したもの)の評価を点数化して行う。中項	評価 B 大項目(評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目(評価指標の「○」を付したもの)の評価を点数化して行う。中項	

	成するためとるべき措置	達成するためとるべき措置			目の評定は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：6 評定Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評定Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 13 点（13／12＝108%）	目の評定は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：6 評定Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評定Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 13 点（13／12＝108%）
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：58点（小項目 29 × 2点） a 評価の小項目数：6 × 3点＝18点 b 評価の小項目数：23 × 2点＝46点 合計：18＋46＝64点 64点/58点＝110% 畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は110%であった。 肉用牛交付金交付については、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い新たにスタートした法制化された交付金制度を適切に実施することができたこと、また、令和2年度は、国からの要請に基づく制度の見		＜評定に至った理由＞ 項目別の評定（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評定を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評定はaが5、bが18であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：32 評定sの小項目数：0×4点＝ 0点 評定aの小項目数：5×3点＝ 15点 評価bの小項目数：18×2点＝ 36点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：9） 合計 51点（51／46＝111%） ・畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策については、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い、新たな交付金制度を	＜評定に至った理由＞ 項目別の評定（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評定を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評定はaが6、bが23であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：40 評定sの小項目数：0×4点＝ 0点 評定aの小項目数：6×3点＝ 18点 評価bの小項目数：23×2点＝ 46点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：11） 合計 64点（64／58＝110%） ・畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策については、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い、新たな交付金制度を

				直しや、台風などの自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策についても遺漏なく実施したことにより、的確に経営安定対策を実施した。 緊急対策については、令和元年度の豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害、令和２年度、３年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和３年度の配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援対策及び令和４年度の肉用子牛価格の低落や配合飼料価格高騰への支援対策事業等を国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応により、短期間で的確に実施した。 <課題と対応> 特になし	スタートさせるため、事業関係者への丁寧な周知、システムの改善を行い、適切な交付金等の交付を実施した。また、令和２年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策として、生産者負担金の納付期限の延長措置等について、当省の要請に対して、速やかな要綱改正を行うなどの的確に実施したことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害にかかる支援対策、令和２年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援対策、令和３年度は飼料穀物価格の高騰対策等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。	スタートさせるため、事業関係者への丁寧な周知、システムの改善を行い、適切な交付金等の交付を実施した。また、令和２年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策として、生産者負担金の納付期限の延長措置等について、当省の要請に対して、速やかな要綱改正を行うなどの的確に実施したことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害にかかる支援対策、令和２年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援対策、令和３年度は飼料穀物価格の高騰対策、令和４年度は配合飼料価格安定制度の補填金交付を行うため、融資機関からの借入に必要な利子相当額の支援等の事業等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、的確、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。																																			
（ア）肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：－業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、	（ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	◇（ア）肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 肉用牛交付金については、毎年度、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 また、TPP11 協定発効前までは、目標通り基金に係る補助金を概算払請求書を受領した日から 14 業務日以内に全て交付した。	<table><tr><th>評定</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td>30年度</td><td>元年度</td><td>２年度</td><td>３年度</td><td>４年度</td></tr><tr><td></td><td>b</td><td>a</td><td>a</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評定	—					各事業年度の評価結果	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度		b	a	a	b		<table><tr><th>評定</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td>30年度</td><td>元年度</td><td>２年度</td><td>３年度</td><td>４年度</td></tr><tr><td></td><td>b</td><td>a</td><td>a</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評定	—					各事業年度の評価結果	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度		b	a	a	b	b
評定	—																																								
各事業年度の評価結果	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度																																				
	b	a	a	b																																					
評定	—																																								
各事業年度の評価結果	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度																																				
	b	a	a	b	b																																				

	また、T P P等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。		a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たにスタートした際には、事業関係者に対し丁寧に制度を周知した。また、法制化後は、令和 2 年度に交付金単価の算定の方法の見直し及び運用改善や、台風などの自然災害及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなどの的確に対応した。		
	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：一業務日)	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇ (イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であっ	<主要な業務実績> 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、毎年度、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで全て公表した。		

[illegible]

	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：11 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。	a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d：達成度合は、80% 未満であった					
			◇（ア）生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d：達成度合は、80% 未満であった					
			◇（イ）ホームページによる交付状況の公表					
	(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況	(イ) 交付状況に係る情報の公表	◇（イ）ホームページによる交付状況の公表	<主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等については、毎年度、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。 交付業務の実施に当たっては、全国会議の開催や、指定協会に対する四半期毎の事務連絡文書の発出等により、事務スケジュールの順守の徹底等を図った。				
評価		—		評価		—		
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b		
評価		—		評価		—		
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果						

	況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 （第3期中期目標期間実績：5業務日）	交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	給交付金の交付状況に係る情報について、毎年度、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで全て公表した。	30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度	30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度 b	
	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携	◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、毎年度、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。 （第2の6の（1）のイ参照）	評価 —	各事業年度の評価結果 30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度	各事業年度の評価結果 30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度 b

	の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。 なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)	事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				
	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇(2) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	<主要な業務実績> 令和元年度の断続的に全国各地で発生する豚熱(CSF)の発生に伴う経口ワクチン散布等への支援対策や、台風、大雨、地震等の自然災害による畜舎等の損壊や停電被害を受けた生産者への支援対策、令和2年度、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一連の畜産支援対策、令和3年度の配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援対策、令和4年度の肉用子牛価格の低落への支援対策及び配合飼料価格高騰への支援対策事業について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定し、国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を実施した。			
	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a a					

整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度：決算額が予算額の20%程度となっているが、牛・豚枝肉価格、肉用子牛価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付等の発動が少なかったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。

本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度：決算額が予算額の11%程度となっているが、子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和2年度：決算額が予算額の30%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和3年度：決算額が予算額の25%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和4年度：決算額が予算額の20%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 （2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 （3）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	—	44件	66件	147件	153件	158件	160件		予算額（千円）	97,982,477	103,326,214	113,466,983	80,256,475	94,164,903	
									決算額（千円）	63,337,019	68,069,232	66,346,171	64,028,468	75,994,172	
									経常費用（千円）	60,988,102	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118	
									経常利益（千円）	△7,991,425	△9,860,020	△8,510,870	△10,432,250	△1,410,347	
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内の交付	44件	66件	147件	153件	158件	160件		当期総利益（千円）	1	7,466	9,565	1,870	6,281	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	—	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118	
受託数量等を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回		行政サービス実施コスト（千円）	28,477,095	—	—	—	—	
目標業務日以内に公表した回数	9業務日以内の公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回		従事人員数	20.39	22.70	22.70	22.70	22.70	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%								
加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数	—	—件	1件	3件	2件	3件	8件								
目標業務日以内に	14業務日以内に	—件	1件	3件	2件	3件	8件								

					緊急対策については、令和元年度の台風、大雨、地震等の自然災害、令和2、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の暑熱等により、飼料作物が生育不良等になり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業、令和4年度の国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業を国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応により、短期間で的確に実施した。	ルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の暑熱等により不足する自給飼料の酪農経営体等への支援対策について、当省の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。	ルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の暑熱等により不足する自給飼料の酪農経営体等への支援対策、令和4年度の国産粗飼料の利用拡大等に取り組む酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する対策等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。				
(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する (対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。) (第3期中期目標期間実績：18業務日)	(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。	◇ (ア) 生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金等の交付について、平成30年度から法改正を受けた新たな制度が開始され、交付対象事業者が大幅に増加 (10 者から 88 者) した中、毎年度、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て (交付対象事業者が 18 業務日を越えて支	<課題と対応> 特になし							
評定	—					評定	—				
各事業年度の評価結果						各事業年度の評価結果					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
b	a	b	b			b	a	b	b	b	

[illegible]

[illegible]

間実績：18 業務日）		c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	輸入粗飼料等の価格の急騰による生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。			
【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められると ころであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。						

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度：決算額が予算額の65%程度となっているが、生乳生産量の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度：決算額が予算額の66%程度となっているが、生産者補給交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入れが当初の見込よりも少なかったことが要因である。

令和2年度：決算額が予算額の58%程度となっているが、加工原料乳生産者補給交付金等の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量及び買入価格が当初の見込みを下回ったことが要因である。

令和3年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量が当初の見込みを下回ったことが要因である。

令和4年度：本セグメントにおいて、決算額が予算額の81%程度となっているが、畜産業振興事業費のうち酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業において、新型コロナウイルス感染拡大等に伴う建築資材や施工業者の不足、機械の納品の遅れ等により、当初の見込みから事業参加者が減少したことが主な要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—3	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、 オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の 合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 野菜生産出荷安定法
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0166、0174、0193

[illegible]

[illegible]

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	○3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策		<評価と根拠> 評価B 満点: 70 点 (小項目 35 × 2 点) a 評価の小項目数: 8 × 3 点=24 点 b 評価の小項目数: 27 × 2 点=54 点 合計: 24+54=78 点 78 点/70 点=111%	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はaが7、bが21であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80% 以上 120%未満であることから、評価はBとした。 (※基準となる数値: 中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 小項目の総数: 28 評価sの小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評価aの小項目数: 7 × 3 点= 21 点	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はaが8、bが27であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80% 以上 120%未満であることから、評価はBとした。 (※基準となる数値: 中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 小項目の総数: 35 評価sの小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評価aの小項目数: 8 × 3 点= 24 点	

				野菜関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は111%であった。 指定野菜価格安定対策事業については、令和2年度は、リモートワークシステムを導入し、コロナ禍における機構及び登録出荷団体等の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図ることができた。 契約指定野菜安定供給事業については、令和2年度は、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、毎月オンライン商談会を開催し、契約取引の推進を図ることができた。 セーフティネット対策の適切な対応については、令和2年度は、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、農林水産省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集の配信、Web 説明会等により周知・徹底を図り、円滑に特例が施行できた。 野菜農業振興事業のうち契約野菜収入確保モデル事業については、令和2年度は、多	評価bの小項目数：21×2点＝ 42 点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 63点 (63/56＝112%) ・野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和2年度は、指定野菜価格安定対策事業における、リモートワークシステムの導入による業務継続体制の強化、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設し、毎月オンライン商談会を開催することによる契約取引の推進、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、当省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集の配信、Web 説明会等により周知・徹底を図ることによる円滑な特例の実施、及び契約野菜収入確保モデル事業の積極的な広報が評価できる。 ・需給調整・価格安定対策については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施、令和2年度は、好天や新型コロナウイルス感染拡大の影響で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模となる緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図った。さらに、令和3年度は、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより、価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成が図られたことが評価できる。	評価bの小項目数：27×2点＝ 54 点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 78点 (78/70＝111%) ・野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和2年度は、指定野菜価格安定対策事業における、リモートワークシステムの導入による業務継続体制の強化、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設し、毎月オンライン商談会を開催することによる契約取引の推進、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、当省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集の配信、Web 説明会等により周知・徹底を図ることによる円滑な特例の実施、及び契約野菜収入確保モデル事業の積極的な広報が評価できる。 ・需給調整・価格安定対策については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施、令和2年度は、好天や新型コロナウイルス感染拡大の影響で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模となる緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図った。令和3年度は、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等の事業の大幅な見直しに伴い、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより、価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。令和4年度は、指定野菜14品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程を撮影・編集した動画を生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会で共有し、消費
--	--	--	--	---	---	--

				様な手段で積極的な広報を行った結果、過去最高の採択額となり、コロナ禍の中、契約取引の推進を図ることができた。 また、緊急需給調整事業については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施できたこと、令和2年度は、コロナ禍や好天で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模の実績となったこと、令和3年度は、暖冬等の影響による主要野菜の価格の低迷の長期化を踏まえ事業を大幅に見直すことにより、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、需給情報についても、“ベジ探”のリニューアル、コンテンツの拡充、国際果実野菜年への取組等による発信強化を図ったこと、令和4年度は、消費者向けに指定野菜14品目のほ場での収穫作業、調製作業及び選別作業など生産現場での収穫から出荷までの様子を撮影・編集し、消費者が普段見ることができない場面をYouTube（alicチャンネル）に動画で公開し、野菜需給協議会においても共有したことで、消費者のみならず野菜	者のみならず野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者に生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図り、緊急需給調整事業の円滑な実施等にも貢献した。これらの十分な取組を実施したことは評価できる。
--	--	--	--	---	---

				の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の理解醸成を図ることができた。これらにより、十分な取組を行い、機動的かつ弾力的に実施した。		
				<課題と対応> 特になし		
ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：11 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付については、毎年度、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、リモートワークシステムを導入して、機構及び登録出荷団体等の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図った。	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b b	
イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供	◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	<主要な業務実績> 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	

指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：21 業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。	分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 21 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	給交付金等の交付については、毎年度、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に全て交付した。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により外食、インバウンド等の業務用需要が大きく減少する中で、契約取引の推進を図るため、令和3年2月にオンラインによる国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、同月以降毎月オンライン商談会を開催した。	b	b	a	b	b																				
ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%	<主要な業務実績> 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付については、毎年度、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。	<table><tr><td>評価</td><td colspan="4">—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>					評価	—				各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	
評価	—																											
各事業年度の評価結果																												
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																								
b	b	b	b																									
<table><tr><td>評価</td><td colspan="4">—</td></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>					評価	—				各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	b				
評価	—																											
各事業年度の評価結果																												
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																								
b	b	b	b	b																								

	とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	た c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	令和2年度は、令和3年1月からの収入保険の新規加入者を対象とする野菜価格安定制度との同時利用の特例の開始に先立ち、農林水産省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A集の作成・配付、留意事項のホームページでの案内やWeb説明会を開催し、事業内容の周知・徹底を図ったほか、令和4年度は、機構業務方法書実施細則を変更し特例を制定した。		
オ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)	カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、契約野菜収入確保モデル事業について、野菜事業担当者会議等で事業内容や申請手続き等の説明を行った。 令和2年度は、公募に際し、ホームページ、Facebook、情報誌、農業誌等の業界紙、生産者・実需者への個別情報提供など多様な手段で積極的に広報を行った結果、コロナ禍の中、過去最高の採択額となった。		
(2) 需給調整・価格安定対策	(2) 需給調整・価格安定対策	◇(2) 需給調整・価格安定対策	<主要な業務実績> 毎年度、野菜事業担		

評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b b	
評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果	

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)	野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	当者会議等を開催し、野菜農業振興事業について、事業内容や申請手続等の説明を行った。 令和元年度は、暖冬による野菜価格が大幅に低落する中で、農林水産省や事業実施主体と連携して、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜のフードバンクへの提供を新たに実施した。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務用需要の減少と好天による供給の増加で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、フードバンクへの提供等の緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、野菜総合情報データベース” ペジ探 “のデザインのリニューアルや野菜レポートなどのコンテンツの拡充、野菜需給協議会メンバーへ提供する情報の拡充により、需給情報の発信を強化した。令和3年度は、緊急需給調整事業について、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入するなど事業を大幅に見直し、関係機関と連携して見直した事項に係る周知を図った。ま	30年度 b	元年度 a	2年度 a	3年度 a	4年度
				30年度 b	元年度 a	2年度 a	3年度 a	4年度 a

			た、国連が定めた国際果実野菜年 2021 の取組として、毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバー等に提供し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。令和4年度は、緊急需給調整事業の円滑な推進のため、消費者向けに指定野菜 14 品目のほ場での収穫作業、調製作業及び選別作業など生産現場での収穫から出荷までの様子を撮影・編集し、消費者が普段見ることができない場面を YouTube（alic チャンネル）に動画で公開し、消費者の理解醸成を図るとともに、野菜需給協議会において共有することで、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性に係る共通認識の醸成を図った。		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の剥離理由)

平成30年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、指定野菜等の卸売価格が天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、暖冬の影響で野菜価格が低落したことにより、生産者補給交付金について当初予算を上回る交付が見込まれたため、年度途中で予算の増増しを行ったところ、その後価格が堅調に推移したことに伴い、その全額が交付されるには至らなかったことが要因である。

令和2年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、指定野菜の価格が堅調に推移したことにより生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

令和4年度：決算額が予算額の60%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1ー4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 （2）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0193

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	○4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務		＜評定と根拠＞ 評定B 満点：80点（小項目40×2点） a評価の小項目数：5×3点＝15点 b評価の小項目数：35×2点＝70点 合計：15＋70＝85点 85点/80点＝106% 特産関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は106%であった。 調整金徴収業務については、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品をはじめ全対象品目についてWebシステムを導入し、全ての輸入者が100%Webを通じて売買手続きを行えるよう、業務の効率化・合理化を図るとともに申請者の利便性の向上を図ることができた、また、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により担当職員が出勤困難となった場合等の非常時でも、通関手続きが停滞することのないよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。	評定	B	評定	B
					＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はaが5、bが27であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：32 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：5×3点＝15点 評価bの小項目数：27×2点＝54点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計69点（69／64＝108%） ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策について、令和元年度の砂糖関係業務においては、輸入指定糖等に加えてTPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、Webシステムを導入し、全ての輸入者が100%Webを通じて売買手続きを行えるよう、業務の効率化・合理化を、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はaが5、bが35であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：40 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：5×3点＝15点 評価bの小項目数：35×2点＝70点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計85点（85／80＝106%） ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策について、令和元年度の砂糖関係業務においては、輸入指定糖等に加えてTPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、Webシステムを導入し、全ての輸入者が100%Webを通じて売買手続きを行えるよう、業務の効率化・合理化を、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。		

				う、業務の見直しやWeb システムの改修により売買手続きのオンライン化を完成させ、的確に対応した。さらに、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。 <課題と対応> 特になし																																																	
(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)	(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	◇ (ア) 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、毎年度、機構が指定する電磁的方法による概算払い請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に全て交付した。	<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			<table><tr><th>評価</th><th colspan="5"></th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価						各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b	b	
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b																																																		
評価																																																					
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b	b																																																	

	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。		a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				
	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：18 業務日）	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	◇（イ）国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 国内産糖交付金については、毎年度、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した。			
	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。						
	（ウ）業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の	（ウ）業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作	◇（ウ）業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15	＜主要な業務実績＞ 毎年度、ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の			

評価		—					評価												
各事業年度の評価結果										各事業年度の評価結果									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度					
b	b	b	b							b	b	b	b	b					

評価		—					評価												
各事業年度の評価結果										各事業年度の評価結果									
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度					
b	b	b	b							b	b	b	b	b					

交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)	物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	交付決定数量を翌月の15日までに全て公表した。																																																		
イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)	イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	イ でん粉関係業務 ◇(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、毎年度、機構が指定する電磁的方法による概算払い請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から、8業務日以内に全て交付した。																																																		
				<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			<table><tr><th>評価</th><th colspan="5"></th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価						各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b	b	
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b																																																		
評価																																																					
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b	b																																																	

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：18 業務日)	(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	◇ (イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった	<主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、毎年度、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した。	<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b	b	
				評価	—																																																
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b																																																		
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b	b																																																	
(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	◇ (ウ) 業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%	<主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに全て公表した。	<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			<table><tr><th>評価</th><th colspan="5">—</th></tr><tr><td colspan="6">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td></td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b	b	
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b																																																		
評価	—																																																				
各事業年度の評価結果																																																					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																	
b	b	b	b	b																																																	

[illegible]

			係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。さらに、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。																																				
イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日まで	◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組	<主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに全て公表した。 調整金徴収業務では、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ	<table><tr><th>評価</th><th>—</th></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>a</td><td>a</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	a		<table><tr><th>評価</th><th></th></tr><tr><td colspan="5">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>a</td><td>a</td><td>b</td></tr></table>	評価		各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	a	b
評価	—																																						
各事業年度の評価結果																																							
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																			
b	b	a	a																																				
評価																																							
各事業年度の評価結果																																							
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																			
b	b	a	a	b																																			

		に公表する。	内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	て、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染の拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年 11 月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。			
--	--	--------	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、てん菜、さとうきび生産量が当初見込みを下回ったことにより、甘味資源作物交付金及び国内産糖調整交付金の交付額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない

令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和3年度：決算額が予算額の86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込を下回ったことにより国庫納付金が減少したこと等が要因である。

令和4年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、砂糖生産振興事業が実施されなかったこと、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 (2) 需給等関連情報の提供 (3) 情報提供の効果測定		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の 合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
需給等関連情報を提供した件数	－	1, 227 件	1, 198 件	1, 137 件	1, 189 件	1, 237 件	1, 214 件		予算額（千円）	655, 268	647, 324	659, 219	675, 915	671, 882
目標の期日までに提供した件数	8 業務日又は翌月までの公表	1, 227 件	1, 198 件	1, 137 件	1, 189 件	1, 237 件	1, 214 件		決算額（千円）	559, 216	518, 772	525, 524	515, 767	544, 762
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	556, 555	501, 354	507, 531	498, 526	529, 373
情報利用者の満足度に係る指標（5段階評価、目標）	4.0 以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		経常利益（千円）	6, 197	26, 874	53, 202	55, 637	615, 515
アンケート調査結果の平均値（実績）	－	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2		当期総利益（千円）	48, 135	26, 874	53, 202	55, 637	86, 142
達成度合	－	103%	103%	105%	105%	105%	105%		行政コスト（千円）	－	501, 354	507, 531	498, 526	529, 373
									行政サービス実施コスト（千円）	416, 308	－	－	－	－
									従事人員数	29. 30	25. 32	25. 32	25. 32	25. 32

注 1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○ 5 情報収集提供業務		<評定と根拠> 評定B 満点：70 点 (小項目 35 × 2 点) s 評価の小項目数：1	評定	B	評定	B
						<評定に至った理由> 小項目の評定は a が 3、b が 25 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80% 以上 120%未満であることから、評定はBとした。		<評定に至った理由> 小項目の評定は s が 1、a が 4、b が 30 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。	

				× 4 点＝4 点 a 評価の小項目数：4 × 3 点＝12 点 b 評価の小項目数：30 × 2 点＝60 点 合計：4 + 12 + 60＝76 点 76 点/70 点＝109% 情報収集提供業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は 109%であった。 調査テーマの重点化については、令和2年度は、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託調査事業において、従来の北米及び EU に加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和4年度からの高等学校用英語教科書で取り上げられることとなり、情報提供機会の拡大が図られた。令和4年度は、ウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響について、臨機応変な体制を組み、様々な情報源から情報を収集して、多様な情報提供媒体を通じ数多	（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：28 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：3 × 3 点＝ 9 点 評価 b の小項目数：25 × 2 点＝ 50 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 59 点（59／56＝105%） ・調査テーマの重点化については、毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを検討、計画した上で、翌年度に重点テーマに即して、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行っている。特に、令和2年度は、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託調査事業において、従来の北米及び EU に加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和4年度からの高等学校用英語教科書で取り上げられることとなる等、情報提供機会の拡大が図られている。また、令和3年度は、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube 等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ていることは評価できる。 ・情報提供の効果測定等については、情報提供の質の向上を図るため、情報誌「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施できている。特に、令和2年度は、新型コロナウイルスが感染拡大し、現地調査に制約がある中、Web 会議の活用や委託先の新規開拓を行うなど調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行して、アンケート調査を適切に実施したことは評価できる。	（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：35 評定 s の小項目数：1 × 4 点＝ 4 点 評定 a の小項目数：4 × 3 点＝ 12 点 評価 b の小項目数：30 × 2 点＝ 60 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 76 点（76／70＝109%） ・調査テーマの重点化については、毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを検討、計画した上で、翌年度に重点テーマに即して、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行っている。特に、令和2年度は、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託調査事業において、従来の北米及び EU に加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和4年度からの高等学校用英語教科書で取り上げられることとなる等、情報提供機会の拡大が図られている。また、令和3年度は、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube 等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ていることは評価できる。 さらに令和4年度は重点テーマ設定後に重要性が高まったウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響について、臨機応変な体制を組み、様々な情報源から情報を収集して、多様な情報提供媒体を通じ数多くの情報を積極的かつタイムリーに発信したことや香港への調査を速やかに実施するなど、重要性が増している中国の需給動向に関する情報収集・提供を精力的に行ったことが高く評価できる。 ・調査報告会の開催について、令和4年度に
--	--	--	--	---	--	---

				くの情報を積極的かつタイムリーに発信できたことや、新型コロナウイルスに係る規制緩和後、香港への調査を速やかに実施するなど、重要性が増している中国の需給動向に関する情報収集・提供を精力的に行った。 調査報告会の開催、講演依頼への対応については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、対面での実施が困難な中、Web会議やYouTubeを活用して、現地の最新情報や食肉代替品といったタイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得られた上、オンラインにより広く全国から参加があったこと、令和4年度は、豪州のWagyuに関する報告のYouTube配信の再生回数が265回と過去最高であったこと、農林水産省が発行する月報に「畜産の情報」の海外の需給動向に関する記事のURLが毎月掲載されたことから、調査成果の普及と情報ニーズの的確な把握が十分にできた。 情報提供の効果測定等については、情報提供の質の向上を図るためのアンケート調査を実施しているが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大	Microsoft Teams やYouTube 等のインターネットツールを活用して、参加者が参加・視聴しやすい環境を整え、豪州のWagyu に関する報告のYouTube 配信で、過去最高の再生回数を実現できたこと、また、情報ニーズに即した情報提供をしていることから当省が発行する月報に「畜産の情報」の海外の需給動向に関する記事のURLが毎月掲載されたことが評価できる。 ・情報提供の効果測定等については、情報提供の質の向上を図るため、情報誌「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施できている。特に、令和2年度は、新型コロナウイルスが感染拡大し、現地調査に制約がある中、Web 会議の活用や委託先の新規開拓を行うなど調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行して、アンケート調査を適切に実施したことは評価できる。
--	--	--	--	--	---

				する中でも調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行することで、アンケート調査を適切に実施することができた。	＜課題と対応＞ 特になし		
(1) 調査テーマの重点化 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 【指標】 情報利用者等の参画を得て開催する委員会を出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。(参考:第3期中期目標期間実績:委員会を年3回開催)	(1) 調査テーマの重点化 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ること踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	(1) 調査テーマの重点化 ◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会を出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む翌年度の計画について検討した。 また、前年度の情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 令和2年度は、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)への委託に係る海外情報収集提供業務について、北米及びEUに加え、豪州を調査拠点とした調査事業を新たに開始するなど、体制を強化するとともに、米国における食肉代替市場に関する				
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b s						

レポートについて、令和4年度から使用される高等学校用教科書（1年生用英語）への引用が決定し、新たな学習指導要領に対応したコンテンツの提供に貢献した。令和4年度は、ウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響という重点テーマ設定後に重要性が高まったテーマについて、ウクライナ農業政策食料省や国連など行政機関の他、JETRO やコンサルタントなどの民間機関など様々な情報源から情報を収集し、ホームページ、情報誌、職員による講演などを通じ、数多くの情報を積極的かつタイムリーに発信するとともに、中国の需給動向の重要性が高まる中、新型コロナウイルスに係る規制の緩和後、中国（香港）において畜産物の消費に関する現地調査の実施や、従前より関係のあった中国農業大学と内蒙古财经大学に委託して中国の需給情報の収集・提供することができた。また、引き続きJETRO との委託により、北米、EU及び大洋州地域を対象範囲とした調査事業を実施し、情報の収集・提供業務を行う体制を維持

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	した。 ＜主要な業務実績＞ 毎年度、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等について、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた Web 方式、YouTube 配信も活用するなどして積極的に取り組み、参加者が参加・視聴しやすい環境を整えて積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。 令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により対面での実施が前年度に引き続き困難であったが、Web 方式に加えて YouTube 配信を新たに活用することにより、これらの実施回数を前年度と比べ大幅に増加させた上、調査報告会においてはコロナ禍以前の対面での開催時よりも多くの参加者を得ることができた。 令和4年度は、「豪州における Wagyu の位置付けと改良の実態」の YouTube 配信は、1 カ月間の配信期間において再生回数 265 回と過去最高の視聴があった。また、「畜産の情報」において海外の様々な国・地域における畜産物の需給動向に関する記事を毎月ホームペー							
			評価	—	評価	—			
			各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b a	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b a a					

ジで公表していたところ、農林水産省より、同省が発行している「食料安全保障月報」に掲載したいと依頼があり、「ALIC 提供」と明記された上で記事のURLが毎号掲載された。

①調査報告会の開催

平成30年度	10回
令和元年度	15回
令和2年度	3回 ※Web方式
令和3年度	6回 ※Web方式
令和4年度	4回 ※Web方式 1回 YouTube配信 3回

②外部からの講演依頼

平成30年度	11回
令和元年度	12回
令和2年度	1回
令和3年度	5回
令和4年度	8回

③新聞等での引用等

平成30年度	1,387件
令和元年度	1,085件
令和2年度	1,491件
令和3年度	1,366件
令和4年度	1,120件

④面談等による個別説明
の要請等

平成30年度	30件
令和元年度	23件
令和2年度	3件
令和3年度	7件

	(3) 情報提供の効果測定 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第3期中期目標期間実績：4.1)	(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等 ◇ア アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	令和4年度207件			
	(3) 情報提供の効果測定 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第3期中期目標期間実績：4.1)	(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等 ◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は、120%	(配布件数) 平成30年度4,401件 令和元年度4,295件 令和2年度4,174件 令和3年度4,055件 令和4年度3,984件			
	(3) 情報提供の効果測定 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第3期中期目標期間実績：4.1)	(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等 ◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は、120%	令和4年度207件			
	(3) 情報提供の効果測定 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第3期中期目標期間実績：4.1)	(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等 ◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は、120%	令和4年度207件			

評価			—			評価			—		
各事業年度の評価結果						各事業年度の評価結果					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
b	b	a	b			b	b	a	b	b	
評価			—			評価			—		
各事業年度の評価結果						各事業年度の評価結果					
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
b	b	b	b			b	b	b	b	b	

			以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上 120%未満であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった												
						評価					—				
						各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b				
また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	◇ウ 情報提供内容等の改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映させた。 特に、平成30年度から、情報誌のホームページの記事全てについてスマートフォン対応とし、令和元年度には、全ての情報誌における需給動向等の記事について、カラーユニバーサルデザインを導入した。 また、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した情報について、各国政府の対応など、需給に影響を与えるタイムリーな情報をホームページに掲載するととも												

			に、情報誌に整理再掲載して、後日容易に参照可能な資料としてのニーズに応えた。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 平成30年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、農畜産物の需給・価格動向を踏まえて、調査の内容及び回数を見直したことが要因である。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない 令和元年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、海外における自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、海外現地調査の一部を中止したこと等が要因である。 令和2年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。 令和3年度：決算額が予算額の76%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。 令和4年度：決算額が予算額の81%程度となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外現地調査数が見込みより減少したこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	6 TPP等政策大綱への対応		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、畜産経営の安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度				30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
										予算額（千円）					
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）					
										経常利益（千円）					
										当期総利益（千円）					
										行政コスト（千円）	－				
										行政サービス実施コスト（千円）		－	－	－	－
										従事人員数					

注）前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		(見込評価)	
				業務実績	自己評価	評価	A
	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施でき	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施でき	○6 TPP等政策大綱への対応 TPP等への適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分	<主要な業務実績> 平成30年度、TPP11協定や日欧EPAの発効に伴い、牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への輸入加糖調製品の新規追加に対応すべく、新制度に係る業務が協定発効日から円滑に実施できるよう農林水産省と緊密な連携を図り、業務方法書や	<評定と根拠> 評定A 満点：2点（項目1×2点） A評価の項目数：1×3点＝3点 合計：3点 3点/2点＝150% TPP等政策大綱への対応については、中項目の中期達成割	評定 <評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 3点（3/2＝150%）	評定 <評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 3点（3/2＝150%）

	るよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	るよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	内部規程の整備、関係団体や輸入業者等への周知のための全国説明会の開催等を限られた期間内に実施するなど、的確に準備を進めるとともに、協定発効後において当該業務を適切に実施した。	合が 150%となった。 農林水産省と緊密に連携しつつ、的確に進行管理を行うことで、T P P 11 協定発効日までに新制度に係る業務の機構内における実施体制を整備し、新制度の円滑な運用が図られるよう関係団体や輸入者等に対する説明会等を繰り返し開催した。特に、新たに調整金徴収業務の対象となった加糖調製品の輸入者がこれまでの制度対象者と異なることに加え、年間輸入申告件数（約 15,000 件）は、従来の輸入糖の売買件数（約 2,300 件）に比べ相当多いことから、業務量の増大を余儀なくされたが、手続の Web 化により最大限の合理化・効率化を図り、申請者の利便性の向上も実現して、適切に実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	＜評定に至った理由＞ ・ T P P 11 協定の発効等に伴う牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への加糖調製品の新規追加に対応すべく、協定発効の日から新制度に基づく業務が円滑に行えるよう執行体制の整備や制度の事前説明会等を入念に行い、協定発効後においても当該業務を円滑に実施している。特に、加糖調製品を含む輸入糖等からの調整金徴収業務については、申請件数が大幅に増加することが予想されたことから、手続を Web 化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたことは評価できる。 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 a — — —	＜評定に至った理由＞ ・ T P P 11 協定の発効等に伴う牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への加糖調製品の新規追加に対応すべく、協定発効の日から新制度に基づく業務が円滑に行えるよう執行体制の整備や制度の事前説明会等を入念に行い、協定発効後においても当該業務を円滑に実施している。特に、加糖調製品を含む輸入糖等からの調整金徴収業務については、申請件数が大幅に増加することが予想されたことから、手続を Web 化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたことは評価できる。 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 a — — —
--	-----------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし